

## 処分一覧(申請に対する処分・法令)

| 処分ID    | 処分名                                   | 部       | 課       | 複数課内訳 | 根拠規定                  | 根拠条項             | 基準設定 | 基準未設定理由                    | 標準処理期間                  |
|---------|---------------------------------------|---------|---------|-------|-----------------------|------------------|------|----------------------------|-------------------------|
| 2101001 | 船難報告書の認証                              | 危機管理部   | 防災危機管理課 |       | 水難救助法                 | 第10条第2項          | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |                         |
| 2101002 | 救護費用支給の申立に係る費用の決定                     | 危機管理部   | 防災危機管理課 |       | 水難救助法                 | 第15条第1項          | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |                         |
| 2101003 | 売却、抵当及び質入れの為の認可                       | 危機管理部   | 防災危機管理課 |       | 水難救助法                 | 第16条第4項          | 有    |                            |                         |
| 2111001 | 合併協議会設置請求代表者証明書の交付                    | 政策経営部   | 総合政策課   |       | 市町村の合併の特例に関する法律施行令    | 第1条第2項           | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難 |
| 2111002 | 同一請求代表者証明書の交付                         | 政策経営部   | 総合政策課   |       | 市町村の合併の特例に関する法律施行令    | 第27条第4項          | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難 |
| 2121001 | 条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付                   | 総務部     | 総務課     |       | 地方自治法施行令              | 第91条第2項          | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 7日                      |
| 2121002 | 主要公務員の解職の請求代表者証明書の交付(第91条第2項準用)       | 総務部     | 総務課     |       | 地方自治法施行令              | 第121条(第91条第2項準用) | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 7日                      |
| 2121003 | 保有個人情報の開示請求に対する決定                     | 総務部     | 総務課     |       | 個人情報の保護に関する法律         | 第76条             | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 開示請求があつた日から14日以内        |
| 2121004 | 保有個人情報の訂正請求に対する決定                     | 総務部     | 総務課     |       | 個人情報の保護に関する法律         | 第90条             | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 訂正請求があつた日から30日以内        |
| 2121005 | 保有個人情報の利用停止等請求に対する決定                  | 総務部     | 総務課     |       | 個人情報の保護に関する法律         | 第98条             | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 利用停止等請求があつた日から30日以内     |
| 2122001 | 児童手当の受給資格及び額の認定(公務員の場合)               | 総務部     | 人事課     |       | 児童手当法                 | 第17条             | 有    |                            | 1月                      |
| 2123001 | 行政財産の使用許可                             | 総務部     | 管財課     |       | 地方自治法                 | 第238条の4第7項       | 有    |                            | 15日以内                   |
| 2126001 | 臨時運行の許可                               | 総務部     | 市民税課    |       | 道路運送車両法               | 第34条第2項          | 有    |                            | 即日                      |
| 2128001 | 職員団体の登録                               | 総務部     | 公平委員会   |       | 地方公務員法                | 第53条第5項          | 有    |                            | 30日(条例第3条)              |
| 2128002 | 職員団体等の規約の認証                           | 総務部     | 公平委員会   |       | 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律 | 第5条              | 有    |                            | 処分事例がなく、設定が困難           |
| 2131001 | 認可地縁団体の認可                             | 地域振興部   | 地域協働課   |       | 地方自治法                 | 第260条の2第1項       | 有    |                            | 4か月以内                   |
| 2131002 | 認可地縁団体の告示事項に関する証明書の交付                 | 地域振興部   | 地域協働課   |       | 地方自治法                 | 第260条の2第12項      | 有    |                            | 7日以内                    |
| 2131003 | 認可地縁団体の規約の変更の認可                       | 地域振興部   | 地域協働課   |       | 地方自治法                 | 第260条の3第2項       | 有    |                            | 7日以内                    |
| 2131005 | 認可地縁団体が所有する不動産の登記に係る異議がなかった旨を証する書類の交付 | 地域振興部   | 地域協働課   |       | 地方自治法                 | 第260条の38第4項      | 有    |                            | 4ヶ月以内                   |
| 2131007 | 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例を中止することの通知      | 地域振興部   | 地域協働課   |       | 地方自治法                 | 第260条の38第5項      | 有    |                            | 7日以内                    |
| 2142001 | 史跡名勝天然記念物の現状変更等のうち、一定のものの許可           | 文化スポーツ部 | 文化財課    |       | 文化財保護法施行令             | 第5条第4項           | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |                         |
| 2151001 | 埋葬、火葬又は改葬の許可                          | 環境部     | 環境政策課   |       | 墓地、埋葬等に関する法律          | 第5条第1項           | 有    |                            | 埋葬、火葬:即日 改葬:7日以内        |
| 2151002 | 墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可                     | 環境部     | 環境政策課   |       | 墓地、埋葬等に関する法律          | 第10条第1項          | 有    |                            | 20日以内                   |
| 2151003 | 墓地、納骨堂又は火葬場の変更又は廃止の許可                 | 環境部     | 環境政策課   |       | 墓地、埋葬等に関する法律          | 第10条第2項          | 有    |                            | 10日以内                   |
| 2151004 | 犬の登録及び鑑札の交付                           | 環境部     | 環境政策課   |       | 狂犬病予防法                | 第4条第2項           | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 即日                      |

## 処分一覧(申請に対する処分・法令)

| 処分ID    | 処分名                                    | 部      | 課      | 複数課内訳 | 根拠規定                                 | 根拠条項            | 基準設定 | 基準未設定理由                    | 標準処理期間  |
|---------|--|--------|--------|-------|--------------------------------------|-----------------|------|----------------------------|---|
| 2151005 | 犬の予防注射済票の交付                            | 環境部    | 環境政策課  |       | 狂犬病予防法                               | 第5条第2項          | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 即日  |
| 2151006 | 犬の鑑札の再交付                               | 環境部    | 環境政策課  |       | 狂犬病予防法施行令                            | 第1条の2           | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 即日  |
| 2151007 | 犬の予防注射済票の再交付                           | 環境部    | 環境政策課  |       | 狂犬病予防法施行令                            | 第3条             | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 即日  |
| 2151009 | 死亡獣畜取扱場以外における処理の許可                     | 環境部    | 環境政策課  |       | 化製場等に関する法律                           | 第2条第2項ただし書      | 有    |                            |   |
| 2151010 | 動物の飼養及び収容の許可                           | 環境部    | 環境政策課  |       | 化製場等に関する法律                           | 第9条第1項          | 有    |                            |   |
| 2152001 | 一般廃棄物収集運搬業の許可、許可の更新                    | 環境部    | 廃棄物対策課 |       | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律                     | 第7条第1項・第2項      | 有    |                            | 60日   |
| 2152002 | 一般廃棄物処分業の許可、許可の更新                      | 環境部    | 廃棄物対策課 |       | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律                     | 第7条第6項・第7項      | 有    |                            | 60日   |
| 2152003 | 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の変更の許可             | 環境部    | 廃棄物対策課 |       | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律                     | 第7条の2第1項        | 有    |                            | 60日   |
| 2152004 | 再生利用が確実である一般廃棄物の収集運搬業者に対する指定           | 環境部    | 廃棄物対策課 |       | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則                 | 第2条第2号          | 有    |                            | 60日   |
| 2152005 | 再生利用が確実である一般廃棄物の処分業者に対する指定             | 環境部    | 廃棄物対策課 |       | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則                 | 第2条の3第2号        | 有    |                            | 60日   |
| 2152006 | 事業の転換に関する計画の認定                         | 環境部    | 廃棄物対策課 |       | 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法     | 第7条第1項          | 有    |                            | 30日   |
| 2152007 | 事業転換計画の変更の認定                           | 環境部    | 廃棄物対策課 |       | 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則 | 第5条第3項          | 有    |                            | 30日   |
| 2152008 | 浄化槽清掃業の許可                              | 環境部    | 廃棄物対策課 |       | 浄化槽法                                 | 第35条            | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 60日   |
| 2161001 | 児童扶養手当の受給資格認定                          | こども政策部 | こども政策課 |       | 児童扶養手当法                              | 第6条             | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 2か月   |
| 2161002 | 児童扶養手当の増額改定                            | こども政策部 | こども政策課 |       | 児童扶養手当法                              | 第8条第1項          | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 2か月   |
| 2161003 | 児童手当の受給資格及び額の認定                        | こども政策部 | こども政策課 |       | 児童手当法                                | 第7条             | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 1か月   |
| 2161004 | 児童手当の額の改定                              | こども政策部 | こども政策課 |       | 児童手当法                                | 第9条             | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 1か月   |
| 2161005 | 児童手当の未支払請求                             | こども政策部 | こども政策課 |       | 児童手当法                                | 第12条            | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 1か月   |
| 2162001 | 支給認定申請に対する諾否の決定                        | こども政策部 | こども育成課 |       | 子ども・子育て支援法                           | 第20条            | 有    |                            | 申請のあった日から30日以内(法第20条第6項)<br>新年度入所申請に関する支給認定申請については、別途指定(2・3月) |
| 2162002 | 支給認定変更申請に対する諾否の決定                      | こども政策部 | こども育成課 |       | 子ども・子育て支援法                           | 第23条            | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 申請のあった日から30日以内  |
| 2162003 | 特定教育・保育施設の確認                           | こども政策部 | こども育成課 |       | 子ども・子育て支援法                           | 第27条第1項・第31条第1項 | 有    |                            | 6か月   |
| 2162004 | 特定地域型保育事業者(小規模保育事業及び事業所内保育事業に限る)の確認    | こども政策部 | こども育成課 |       | 子ども・子育て支援法                           | 第29条第1項・第43条第1項 | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 30日以内   |
| 2162005 | 特定教育・保育施設の確認の変更                        | こども政策部 | こども育成課 |       | 子ども・子育て支援法                           | 第32条第1項         | 有    |                            | 6か月以内   |
| 2162006 | 特定地域型保育事業者(小規模保育事業及び事業者内保育事業に限る)の確認の変更 | こども政策部 | こども育成課 |       | 子ども・子育て支援法                           | 第44条第1項         | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 30日以内   |
| 2162007 | 家庭的保育事業等の認可                            | こども政策部 | こども育成課 |       | 児童福祉法                                | 第34条の15第2項      | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 30日以内   |

## 処分一覧(申請に対する処分・法令)

| 処分ID    | 処分名   | 部      | 課       | 複数課内訳 | 根拠規定  | 根拠条項                                | 基準設定 | 基準未設定理由  | 標準処理期間    |
|---------|---|--------|---------|-------|---|-------------------------------------|------|--|-----------|
| 2162008 | 家庭的保育事業等(小規模保育事業及び事業所内保育事業に限る)の廃止又は休止の承認    | こども政策部 | こども育成課  |       | 児童福祉法   | 第34条の15第7項                          | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難                                | 30日以内     |
| 2162009 | 支給認定証の交付                                    | こども政策部 | こども育成課  |       | 子ども・子育て支援法  | 第20条第4項                             | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要                             | 30日以内     |
| 2162010 | 施設型給付費の支給                                   | こども政策部 | こども育成課  |       | 子ども・子育て支援法  | 第27条第1項                             | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要                             | 30日以内     |
| 2162011 | 地域型保育給付の支給                                  | こども政策部 | こども育成課  |       | 子ども・子育て支援法  | 第29条第1項及び第2項                        | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要                             | 30日以内     |
| 2162012 | 特例地域型保育給付費の支給                               | こども政策部 | こども育成課  |       | 子ども・子育て支援法  | 第30条第1項                             | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要                             | 30日以内     |
| 2162013 | 支給認定証の再交付                                   | こども政策部 | こども育成課  |       | 子ども・子育て支援法施行規則                                      | 第16条第1項及び第2項                        | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要                             | 30日以内     |
| 2162014 | 特例施設型給付費の支給                                 | こども政策部 | こども育成課  |       | 子ども子育て支援法   | 第28条第1項                             | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要                             | 30日以内     |
| 2162015 | 保育所等の利用調整(利用承諾)                             | こども政策部 | こども育成課  |       | 児童福祉法   | 第24条第3項                             | 有    | 入所希望月の前月の20日頃<br>新年度入所申請に関する支給認定申請について<br>は、別途指定(2・3月) |           |
| 2162016 | 公私連携法人の指定                                   | こども政策部 | こども育成課  |       | 児童福祉法   | 第56条の8第1項                           | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難                                | 30日以内     |
| 2162017 | 公私連携法人の指定                                   | こども政策部 | こども育成課  |       | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律                   | 第34条第1項                             | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難                                | 30日以内     |
| 2162018 | 家庭的保育事業等(小規模保育事業及び事業所内保育事業に限る)の廃止又は休止の承認    | こども政策部 | こども育成課  |       | 児童福祉法   | 第34条の15第7項                          | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要                             | 30日以内     |
| 2171001 | 社会福祉法人の定款の認可                                | 健康福祉部  | 健康福祉政策課 |       | 社会福祉法   | 第31条第1項                             | 有    |  | 30日       |
| 2171002 | 社会福祉法人の定款変更の認可                              | 健康福祉部  | 健康福祉政策課 |       | 社会福祉法   | 第45条の36第2項                          | 有    |  | 20日       |
| 2171003 | 社会福祉法人の解散の認可または認定                           | 健康福祉部  | 健康福祉政策課 |       | 社会福祉法   | 第46条第2項                             | 有    |  | 30日       |
| 2171004 | 社会福祉法人の合併(吸收・新設)の認可                         | 健康福祉部  | 健康福祉政策課 |       | 社会福祉法   | 第50条第3項、第54条の6第2項                   | 有    |  | 30日       |
| 2171005 | 住居確保給付金の支給                                  | 健康福祉部  | 健康福祉政策課 |       | 生活困窮者自立支援法  | 第6条第1項                              | 有    |  | 隨時        |
| 2172001 | 保護の開始                                       | 健康福祉部  | 保護課     |       | 生活保護法   | 第24条第3項                             | 有    |  | 14日以内     |
| 2172002 | 保護の変更                                       | 健康福祉部  | 保護課     |       | 生活保護法   | 第24条第3項                             | 有    |  | 14日以内     |
| 2172003 | 就労自立給付金の支給                                  | 健康福祉部  | 保護課     |       | 生活保護法<br>生活保護法施行規則                                  | 第55条の4第1項<br>第18条の3、第18条の4、第18条の5、第 | 有    |  | 14日以内     |
| 2172004 | 支援給付の実施                                     | 健康福祉部  | 保護課     |       | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 | 第14条第4項                             | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要                             | 14日以内     |
| 2172005 | 支援給付の変更                                     | 健康福祉部  | 保護課     |       | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 | 第14条第4項                             | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要                             | 14日以内     |
| 2173001 | 障害者控除対象者認定                                  | 健康福祉部  | 長寿社会課   |       | 所得税法施行令<br>地方税法施行令                                  | 第10条第1項第7号<br>及び同条第2項第6号            | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要                             | 申請から14日以内 |
| 2174001 | 障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給決定(通所給付決定)、通所給付決定の変更 | 健康福祉部  | 障がい福祉課  |       | 児童福祉法   | 第21条の5の7第1項、第21条の5の8第2項             | 有    |  | 30日       |
| 2174002 | 高額障害児通所給付費の支給                               | 健康福祉部  | 障がい福祉課  |       | 児童福祉法   | 第21条の5の12第1項                        | 有    |  | 60日       |
| 2174003 | 放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費等の支給                   | 健康福祉部  | 障がい福祉課  |       | 児童福祉法   | 第21条の5の13第1項                        | 有    |  | 30日       |

## 処分一覧(申請に対する処分・法令)

| 処分ID    | 処分名                            | 部     | 課      | 複数課内訳 | 根拠規定                         | 根拠条項            | 基準設定 | 基準未設定理由                    | 標準処理期間                         |
|---------|--------------------------------|-------|--------|-------|------------------------------|-----------------|------|----------------------------|--------------------------------|
| 2174004 | 肢体不自由児通所医療費の支給                 | 健康福祉部 | 障がい福祉課 |       | 児童福祉法                        | 第21条の5の29第1項    | 有    |                            | 30日                            |
| 2174005 | 障害児相談支援給付費の支給                  | 健康福祉部 | 障がい福祉課 |       | 児童福祉法                        | 第24条の26第1項      | 有    |                            | 30日                            |
| 2174006 | 特例障害児相談支援給付費の支給                | 健康福祉部 | 障がい福祉課 |       | 児童福祉法                        | 第24条の27第1項      | 有    |                            | 60日                            |
| 2174007 | 指定障害児相談支援事業者の指定                | 健康福祉部 | 障がい福祉課 |       | 児童福祉法                        | 第24条の28第1項      | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 30日                            |
| 2174008 | 指定障害児相談支援事業者の指定の更新             | 健康福祉部 | 障がい福祉課 |       | 児童福祉法                        | 第24条の29第1項      | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 30日                            |
| 2174009 | 補装具の支給及び修理の決定                  | 健康福祉部 | 障がい福祉課 |       | 戦傷病者特別援護法                    | 第21条第1項         | 無    | 将来的に処分が見込めないため、設定の実益がない    | 将来的に処分が見込めないため、設定の実益がない        |
| 2174010 | 障害児福祉手当の受給資格認定                 | 健康福祉部 | 障がい福祉課 |       | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律           | 第19条            | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 障害程度の判定について、嘱託医へ判定依頼を行う必要があるため |
| 2174011 | 障害児福祉手当の受給資格の再認定(第5条第2項準用)     | 健康福祉部 | 障がい福祉課 |       | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律           | 第26条            | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 障害程度の判定について、嘱託医へ判定依頼を行う必要があるため |
| 2174012 | 特別障害者手当の受給資格の認定(第19条準用)        | 健康福祉部 | 障がい福祉課 |       | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律           | 第26条の5          | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 障害程度の判定について、嘱託医へ判定依頼を行う必要があるため |
| 2174013 | 特別障害者手当の受給資格の再認定(第5条第2項準用)     | 健康福祉部 | 障がい福祉課 |       | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律           | 第26条の5          | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 障害程度の判定について、嘱託医へ判定依頼を行う必要があるため |
| 2174014 | 介護給付費等の支給の要否の決定、変更の認定          | 健康福祉部 | 障がい福祉課 |       | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第22条第1項、第24条第2項 | 有    |                            | 60日                            |
| 2174015 | 介護給付費又は訓練等給付費の支給               | 健康福祉部 | 障がい福祉課 |       | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第29条第1項         | 有    |                            | 60日                            |
| 2174016 | 特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給           | 健康福祉部 | 障がい福祉課 |       | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第30条第1項         | 有    |                            | 60日                            |
| 2174017 | 特定障害者特別給付費の支給                  | 健康福祉部 | 障がい福祉課 |       | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第34条第1項         | 有    |                            | 60日                            |
| 2174018 | 特例特定障害者特別給付費の支給                | 健康福祉部 | 障がい福祉課 |       | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第35条第1項         | 有    |                            | 60日                            |
| 2174019 | 地域相談支援給付費又は特例地域相談支援給付費の給付決定    | 健康福祉部 | 障がい福祉課 |       | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第51条の7第1項       | 有    |                            | 60日                            |
| 2174020 | 地域相談支援給付費又は特例地域相談支援給付費の給付決定の変更 | 健康福祉部 | 障がい福祉課 |       | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第51条の9第1項       | 有    |                            | 60日                            |
| 2174021 | 計画相談支援給付費の支給                   | 健康福祉部 | 障がい福祉課 |       | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第51条の17第1項      | 有    |                            | 60日                            |
| 2174022 | 特例計画相談支援給付費の支給                 | 健康福祉部 | 障がい福祉課 |       | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第51条の18第1項      | 有    |                            | 60日                            |
| 2174023 | 指定特定相談支援事業者の指定                 | 健康福祉部 | 障がい福祉課 |       | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第51条の20第1項      | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 30日                            |
| 2174024 | 指定特定相談支援事業者の指定の更新              | 健康福祉部 | 障がい福祉課 |       | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第51条の21第1項      | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 30日                            |
| 2174025 | 自立支援医療費の支給認定                   | 健康福祉部 | 障がい福祉課 |       | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第54条第1項         | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 40日                            |
| 2174027 | 自立支援医療費の支給認定の変更の認定             | 健康福祉部 | 障がい福祉課 |       | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第56条第2項         | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 45日                            |
| 2174029 | 自立支援医療費の支給                     | 健康福祉部 | 障がい福祉課 |       | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第58条第1項         | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 90日                            |
| 2174031 | 療養介護医療費の支給                     | 健康福祉部 | 障がい福祉課 |       | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 第70条第1項         | 有    |                            | 30日                            |

## 処分一覧(申請に対する処分・法令)

| 処分ID    | 処分名  | 部      | 課       | 複数課内訳 | 根拠規定                            | 根拠条項                | 基準設定 | 基準未設定理由                    | 標準処理期間   |
|---------|--|--------|---------|-------|---------------------------------|---------------------|------|----------------------------|--|
| 2174032 | 基準該当療養介護医療費の支給                                 | 健康福祉部  | 障がい福祉課  |       | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律    | 第71条第1項             | 有    |                            | 60日  |
| 2174033 | 補装具費の支給  | 健康福祉部  | 障がい福祉課  |       | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律    | 第5条第25項、第76条第1項・第2項 | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 90日  |
| 2174034 | 高額障害福祉サービス等給付費の支給                              | 健康福祉部  | 障がい福祉課  |       | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律    | 第76条の2第1項           | 有    |                            | 30日  |
| 2174035 | 受給者証の再交付                                       | 健康福祉部  | 障がい福祉課  |       | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 | 第16条                | 有    |                            | 30日  |
| 2174036 | 地域相談支援受給者証の再交付                                 | 健康福祉部  | 障がい福祉課  |       | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 | 第26条の8              | 有    |                            | 30日  |
| 2174037 | 医療受給者証の再交付                                     | 健康福祉部  | 障がい福祉課  |       | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 | 第33条第1項             | 有    |                            | 30日  |
| 2175002 | 一部負担金の徴収猶予及び減免                                 | 健康福祉部  | 保険年金課   |       | 国民健康保険法                         | 第44条第1項             | 有    |                            | 14日  |
| 2175003 | 療養費の支給   | 健康福祉部  | 保険年金課   |       | 国民健康保険法                         | 第54条第1項             | 有    |                            | 3か月  |
| 2175004 | 特別療養費の支給                                       | 健康福祉部  | 保険年金課   |       | 国民健康保険法                         | 第54条の3第1項           | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 3か月  |
| 2175005 | 移送費の支給   | 健康福祉部  | 保険年金課   |       | 国民健康保険法                         | 第54条の4第1項           | 有    |                            | 3か月  |
| 2175006 | 特別療養給付の支給(特別療養証明書の交付)                          | 健康福祉部  | 保険年金課   |       | 国民健康保険法                         | 第55条第1項             | 有    |                            |  |
| 2175007 | 高額療養費の支給                                       | 健康福祉部  | 保険年金課   |       | 国民健康保険法                         | 第57条の2第1項           | 有    |                            | 3か月  |
| 2175008 | 高額介護合算療養費の支給                                   | 健康福祉部  | 保険年金課   |       | 国民健康保険法                         | 第57条の3第1項           | 有    |                            | 4か月  |
| 2177002 | 未熟児に対する養育医療の給付の決定                              | こども政策部 | こども保健課  |       | 母子保健法                           | 第20条第1項             | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 14日以内  |
| 2178001 | 予防接種による健康被害の救済措置                               | 健康福祉部  | 地域医療推進課 |       | 予防接種法                           | 第15条第1項             | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 厚生労働大臣が予防接種との因果関係を認定した上で救済措置がなされるため。                         |
| 2182001 | 特定中小企業者の認定                                     | 産業振興部  | 商業観光政策課 |       | 中小企業信用保険法                       | 第2条第5項              | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 7日以内   |
| 2182001 | 特定中小企業者の認定                                     | 産業振興部  | 商業観光政策課 |       | 中小企業信用保険法                       | 第2条第5項              | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 7日以内   |
| 2182002 | 業務方法書の変更の認可                                    | 産業振興部  | 商業観光政策課 |       | 信用保証協会法                         | 第33条                | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 市町村の区域を越えない区域を信用保証協会法第20条第4項に規定する協会の区域とする信用保証協会がないため、現在は未設定。 |
| 2182002 | 業務方法書の変更の認可                                    | 産業振興部  | 商業観光政策課 |       | 信用保証協会法                         | 第33条                | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 市町村の区域を越えない区域を信用保証協会法第20条第4項に規定する協会の区域とする信用保証協会がないため、現在は未設定。 |
| 2182003 | 商店街整備計画の認定                                     | 産業振興部  | 商業観光政策課 |       | 中小売商業振興法                        | 第4条第1項              | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 処分の先例がない、又は稀であるため、標準処理期間の設定が困難。                              |
| 2182004 | 店舗集団化計画の認定                                     | 産業振興部  | 商業観光政策課 |       | 中小売商業振興法                        | 第4条第2項              | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 処分の先例がない、又は稀であるため、標準処理期間の設定が困難。                              |
| 2182005 | 共同店舗等整備計画の認定                                   | 産業振興部  | 商業観光政策課 |       | 中小売商業振興法                        | 第4条第3項              | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難                                      |
| 2182006 | 商店街整備等支援計画の認定                                  | 産業振興部  | 商業観光政策課 |       | 中小売商業振興法                        | 第4条第6項              | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 処分の先例がない、又は稀であるため、標準処理期間の設定が困難                               |
| 2182007 | 商店街整備計画、店舗集団化計画、共同店舗等整備計画又は商店街整備等支援計画の認定の変更の認定 | 産業振興部  | 商業観光政策課 |       | 中小売商業振興法施行令                     | 第9条第1項              | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難。                                     |
| 2182008 | 中心市街地共同住宅供給事業の計画の認定、変更の認定                      | 産業振興部  | 商業観光政策課 |       | 中心市街地の活性化に関する法律                 | 第22条第1項、第25条第1項     | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難                                      |

## 処分一覧(申請に対する処分・法令)

| 処分ID    | 処分名                                     | 部     | 課       | 複数課内訳 | 根拠規定                      | 根拠条項             | 基準設定 | 基準未設定理由                    | 標準処理期間                        |
|---------|---|-------|---------|-------|---------------------------|------------------|------|----------------------------|-------------------------------|
| 2182009 | 認定事業者の承継等の承認                            | 産業振興部 | 商業観光政策課 |       | 中心市街地の活性化に関する法律           | 第27条             | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難       |
| 2182010 | 中心市街地整備推進機構の指定                          | 産業振興部 | 商業観光政策課 |       | 中心市街地の活性化に関する法律           | 第61条第1項          | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難       |
| 2182011 | 特例中小企業者の認定                              | 産業振興部 | 商業観光政策課 |       | 中小企業信用保険法                 | 第2条第6項           | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 7日以内                          |
| 2183001 | 漁港施設の処分の許可                              | 産業振興部 | 農林水産課   |       | 漁港漁場整備法                   | 第37条第1項          | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |                               |
| 2183002 | 特定漁港施設の運営の事業を実施するために必要な資力等の認定           | 産業振興部 | 農林水産課   |       | 漁港漁場整備法                   | 第37条の2第2項        | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |                               |
| 2183003 | 漁港施設の利用の方法、利用料の料率の認可・変更の認可              | 産業振興部 | 農林水産課   |       | 漁港漁場整備法                   | 第38条             | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |                               |
| 2183004 | 漁港の区域内の水域又は公共空地における行為の許可                | 産業振興部 | 農林水産課   |       | 漁港漁場整備法                   | 第39条第1項          | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |                               |
| 2183005 | 特用林・自家用林の指定                             | 産業振興部 | 農林水産課   |       | 森林法                       | 第10条の8第1項第8号・第9号 | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 申請実績がなく、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難 |
| 2183006 | 施業実施協定の認可                               | 産業振興部 | 農林水産課   |       | 森林法                       | 第10条の11の4第1項     | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 60日以内                         |
| 2183007 | 施業実施協定の変更の認可                            | 産業振興部 | 農林水産課   |       | 森林法                       | 第10条の11の5第1項     | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 60日以内                         |
| 2183008 | 施業実施協定の廃止の認可                            | 産業振興部 | 農林水産課   |       | 森林法                       | 第10条の11の7第1項     | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 60日以内                         |
| 2183009 | 森林経営計画の認定                               | 産業振興部 | 農林水産課   |       | 森林法                       | 第11条第5項          | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 30日以内                         |
| 2183010 | 森林経営計画の変更認定(義務)                         | 産業振興部 | 農林水産課   |       | 森林法                       | 第12条第1項第2項       | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 30日以内                         |
| 2183011 | 火入れの許可                                  | 産業振興部 | 農林水産課   |       | 森林法                       | 第21条第1項          | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 7日以内                          |
| 2183012 | 森林施業に関する測量又は実地調査のための他人の土地への立入又は立木竹伐採の許可 | 産業振興部 | 農林水産課   |       | 森林法                       | 第49条第1項          | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 申請実績がなく、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難 |
| 2183013 | 森林害病虫等の駆除・予防のための他人の土地への立入の許可            | 産業振興部 | 農林水産課   |       | 森林法                       | 第49条第6項          | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難なため    |
| 2183014 | 土地への立入り等の許可                             | 産業振興部 | 農林水産課   |       | 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律 | 第25条第2項          | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難       |
| 2183015 | 施設の配置に関する協定の認可                          | 産業振興部 | 農林水産課   |       | 農業振興地域の整備に関する法律           | 第18条の2第1項        | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難       |
| 2183016 | 施設の配置に関する協定の変更の認可                       | 産業振興部 | 農林水産課   |       | 農業振興地域の整備に関する法律           | 第18条の6第1項        | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難       |
| 2183017 | 協定への参加のあっせんの申請                          | 産業振興部 | 農林水産課   |       | 農業振興地域の整備に関する法律           | 第18条の9第1項        | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難       |
| 2183018 | 施設の配置に関する協定の廃止の認可                       | 産業振興部 | 農林水産課   |       | 農業振興地域の整備に関する法律           | 第18条の10第1項       | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難       |
| 2183019 | 施設の維持運営に関する協定の認定                        | 産業振興部 | 農林水産課   |       | 農業振興地域の整備に関する法律           | 第18条の12第1項       | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難       |
| 2183020 | 農業経営改善計画の認定                             | 産業振興部 | 農林水産課   |       | 農業経営基盤強化促進法               | 第12条第1項          | 有    |                            | 60日以内                         |
| 2183021 | 農業経営改善計画の変更の認定                          | 産業振興部 | 農林水産課   |       | 農業経営基盤強化促進法               | 第13条第1項          | 有    |                            | 60日以内                         |
| 2183022 | 青年等就農計画の認定                              | 産業振興部 | 農林水産課   |       | 農業経営基盤強化促進法               | 第14条の4第1項        | 有    |                            | 60日以内                         |

## 処分一覧(申請に対する処分・法令)

| 処分ID    | 処分名   | 部     | 課     | 複数課内訳     | 根拠規定                     | 根拠条項        | 基準設定 | 基準未設定理由                    | 標準処理期間                      |
|---------|---|-------|-------|-----------|--------------------------|-------------|------|----------------------------|-----------------------------|
| 2183023 | 青年等就農計画の変更の認定                                     | 産業振興部 | 農林水産課 |           | 農業経営基盤強化促進法              | 第14条の5第1項   | 有    |                            | 60日以内                       |
| 2183024 | 農用地利用規程の認定  | 産業振興部 | 農林水産課 |           | 農業経営基盤強化促進法              | 第23条第1項     | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 60日以内                       |
| 2183025 | 農用地利用規程の変更の認定                                     | 産業振興部 | 農林水産課 |           | 農業経営基盤強化促進法              | 第24条第1項     | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 60日以内                       |
| 2183026 | 特定農用地利用規程の有効期間の延長の承認                              | 産業振興部 | 農林水産課 |           | 農業経営基盤強化促進法施行令           | 第10条        | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |                             |
| 2183027 | 特定農用地利用規程の有効期間の延長の承認                              | 産業振興部 | 農林水産課 |           | 農業経営基盤強化促進法施行令           | 第10条        | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |                             |
| 2183028 | 指定地域内における森林経営計画の変更の認定                             | 産業振興部 | 農林水産課 |           | 木材の安定供給の確保に関する特別措置法      | 第9条第1項      | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 30日以内                       |
| 2183029 | 鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取等の許可                                | 産業振興部 | 農林水産課 |           | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | 第9条第1項      | 有    |                            | 15日以内                       |
| 2183030 | 指定獵法禁止区域内における指定獵法の許可                              | 産業振興部 | 農林水産課 |           | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | 第15条第4項     | 有    |                            | 15日以内                       |
| 2183031 | 鳥獣等の飼養の登録又は更新                                     | 産業振興部 | 農林水産課 |           | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | 第19条第1項・第5項 | 有    |                            |                             |
| 2183032 | 販売禁止鳥獣等の販売の許可                                     | 産業振興部 | 農林水産課 |           | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | 第24条第1項     | 有    |                            | 15日以内                       |
| 2183033 | 多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定                              | 産業振興部 | 複数課   | 耕地課 農林水産課 | 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律  | 第7条第1項      | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 14日以内                       |
| 2183033 | 多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定                              | 産業振興部 | 複数課   | 耕地課 農林水産課 | 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律  | 第7条第1項      | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 14日以内                       |
| 2183034 | 多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の認定                           | 産業振興部 | 複数課   | 耕地課 農林水産課 | 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律  | 第8条第1項      | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 14日以内                       |
| 2183034 | 多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の認定                           | 産業振興部 | 複数課   | 耕地課 農林水産課 | 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律  | 第8条第1項      | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 14日以内                       |
| 2184001 | 土地改良事業の認可(共同施行に限る)                                | 産業振興部 | 耕地課   |           | 土地改良法                    | 第95条第1項     | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 130日                        |
| 2184002 | 土地改良事業の変更又は廃止の許可                                  | 産業振興部 | 耕地課   |           | 土地改良法                    | 第95条の2第1項   | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 130日                        |
| 2184003 | 土地改良事業における換地計画の認可(第52条第1項準用)、変更の認可(第53条の4第1項準用)   | 産業振興部 | 耕地課   |           | 土地改良法                    | 第96条        | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 130日                        |
| 2184004 | 土地改良事業における管理規程の認可(第57条の2第1項準用)、変更の認可(第57条の2第3項準用) | 産業振興部 | 耕地課   |           | 土地改良法                    | 第96条        | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 130日                        |
| 2184005 | 土地形質の変更等の許可                                       | 産業振興部 | 耕地課   |           | 土地改良法                    | 第122条第2項    | 有    |                            | 60日                         |
| 2191001 | 永久標識等の移転の請求等(公共測量)(第24条第1項準用)                     | 土木部   | 土木総務課 |           | 測量法                      | 第24条        | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 申請が極めて稀であり、標準期間の設定が困難である。   |
| 2191002 | 測量成果の複製(公共測量)                                     | 土木部   | 土木総務課 |           | 測量法                      | 第43条        | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 10日                         |
| 2191003 | 測量成果の使用(公共測量)                                     | 土木部   | 土木総務課 |           | 測量法                      | 第44条第1項     | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 10日                         |
| 2191004 | 障害物の伐除、土地等の試堀のための許可                               | 土木部   | 土木総務課 |           | 土地収用法                    | 第14条第1項     | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 申請が極めて稀であり、標準処理期間の設定が困難である。 |
| 2191005 | 山林原野等の伐除の許可                                       | 土木部   | 土木総務課 |           | 土地収用法                    | 第14条第3項     | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 申請が極めて稀であり、標準処理期間の設定が困難である。 |
| 2191006 | 非常災害の際の土地の使用に係る許可                                 | 土木部   | 土木総務課 |           | 土地収用法                    | 第122条第1項    | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 申請が極めて稀であり、標準処理期間の設定が困難である。 |

## 処分一覧(申請に対する処分・法令)

| 処分ID    | 処分名                                | 部   | 課       | 複数課内訳 | 根拠規定               | 根拠条項             | 基準設定 | 基準未設定理由                    | 標準処理期間                      |
|---------|------------------------------------|-----|---------|-------|--------------------|------------------|------|----------------------------|-----------------------------|
| 2191007 | 非常災害の際の土地の使用に係る許可(第122条第1項準用)      | 土木部 | 土木総務課   |       | 土地収用法              | 第138条第1項         | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 申請が極めて稀であり、標準処理期間の設定が困難である。 |
| 2191008 | 道路管理者以外の者が行う工事の承認                  | 土木部 | 土木総務課   |       | 道路法                | 第24条             | 有    |                            | 3週間                         |
| 2191009 | 道路の占用の許可、変更許可、許可の更新                | 土木部 | 土木総務課   |       | 道路法                | 第32条第1項・第3項、第33条 | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 3週間                         |
| 2191010 | 特殊車両の通行の許可等                        | 土木部 | 土木総務課   |       | 道路法                | 第47条の2第1項        | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |                             |
| 2191011 | 区域決定後、権原取得前の形質変更等の許可               | 土木部 | 土木総務課   |       | 道路法                | 第91条第1項          | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難    | 申請が極めて稀であり、標準処理期間の設定が困難である。 |
| 2191012 | 道路予定区域における占用許可、占用の変更許可             | 土木部 | 土木総務課   |       | 道路法                | 第91条第2項          | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 3週間                         |
| 2191013 | 特殊車両の通行認定                          | 土木部 | 土木総務課   |       | 車両制限令              | 第12条             | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |                             |
| 2191014 | 公益事業者に対する、共同溝の占用の許可                | 土木部 | 土木総務課   |       | 共同溝の整備等に関する特別措置法   | 第14条第1項          | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |                             |
| 2191015 | 許可に基づく権利義務の譲渡                      | 土木部 | 土木総務課   |       | 共同溝の整備等に関する特別措置法   | 第17条             | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |                             |
| 2191016 | 河川管理者以外の者の施行する工事等の承認(準用河川)         | 土木部 | 土木総務課   |       | 河川法                | 第20条             | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難    | 3か月                         |
| 2191017 | 土地占用の許可(準用河川)、許可の更新                | 土木部 | 土木総務課   |       | 河川法                | 第24条             | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難    | 3か月                         |
| 2191018 | 土石等の採取の許可(準用河川)                    | 土木部 | 土木総務課   |       | 河川法                | 第25条             | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難    | 3か月                         |
| 2191019 | 工作物の新築等の許可(準用河川)                   | 土木部 | 土木総務課   |       | 河川法                | 第26条第1項          | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難    | 3か月                         |
| 2191020 | 土地の掘削等の許可(準用河川)                    | 土木部 | 土木総務課   |       | 河川法                | 第27条第1項          | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難    | 3か月                         |
| 2191021 | 許可工作物の完成検査(準用河川)                   | 土木部 | 土木総務課   |       | 河川法                | 第30条第1項          | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |                             |
| 2191022 | 許可工作物の完成前の使用の承認(準用河川)              | 土木部 | 土木総務課   |       | 河川法                | 第30条第2項          | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難    | 3か月                         |
| 2191023 | 権利譲渡の承認(準用河川)                      | 土木部 | 土木総務課   |       | 河川法                | 第34条第1項、第2項      | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 3週間                         |
| 2191024 | 沿道整備推進機構の指定                        | 土木部 | 土木総務課   |       | 幹線道路の沿道の整備に関する法律   | 第13条の2第1項        | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難    | 申請が極めて稀であり、標準処理期間の設定が困難である。 |
| 2191025 | 占用予定者に対する電線共同溝の占用の許可               | 土木部 | 土木総務課   |       | 電線共同溝の整備等に関する特別措置法 | 第10条             | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |                             |
| 2191026 | 占用予定者であった者以外の者による電線共同溝の占用の許可       | 土木部 | 土木総務課   |       | 電線共同溝の整備等に関する特別措置法 | 第11条第1項          | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |                             |
| 2191027 | 電線共同溝の占用に係る変更の許可                   | 土木部 | 土木総務課   |       | 電線共同溝の整備等に関する特別措置法 | 第12条第1項          | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |                             |
| 2191028 | 電線共同溝の占用の許可に基づく権利の全部または一部の譲渡の承認    | 土木部 | 土木総務課   |       | 電線共同溝の整備等に関する特別措置法 | 第15条第1項、第15条第2項  | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |                             |
| 2191029 | 公益事業者に対する、共同溝の占用の許可(許可に基づく権利義務の譲渡) | 土木部 | 土木総務課   |       | 共同溝の整備等に関する特別措置法   | 第17条             | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |                             |
| 2195001 | 流水占用の許可(準用河川)                      | 土木部 | 河川雨水対策課 |       | 河川法                | 第23条             | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 5か月                         |
| 2195002 | 河川管理上支障のある行為の許可等                   | 土木部 | 河川雨水対策課 |       | 河川法                | 第29条第1項          | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 3か月                         |

## 処分一覧(申請に対する処分・法令)

| 処分ID    | 処分名                               | 部     | 課       | 複数課内訳 | 根拠規定    | 根拠条項                              | 基準設定 | 基準未設定理由                    | 標準処理期間                        |
|---------|-----------------------------------|-------|---------|-------|---------|-----------------------------------|------|----------------------------|-------------------------------|
| 2195003 | 損失補償前の流水の貯留又は取水の決定(準用河川)          | 土木部   | 河川雨水対策課 |       | 河川法     | 第43条第1項                           | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 5ヶ月                           |
| 2195004 | ダム操作規程の承認(準用河川)                   | 土木部   | 河川雨水対策課 |       | 河川法     | 第47条第1項                           | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 3ヶ月                           |
| 2195005 | 都市下水路への物件設置の許可                    | 土木部   | 河川雨水対策課 |       | 下水道法    | 第29条第1項                           | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 14日間                          |
| 2195006 | 都市下水路管理者以外の者の工事・維持の承認(下水道法第16条準用) | 土木部   | 河川雨水対策課 |       | 下水道法    | 第16条、31条                          | 有    |                            | 14日間                          |
| 2201001 | 優良宅地の認定                           | 都市整備部 | 都市計画課   |       | 租税特別措置法 | 第28条の4、第31条の2、第62条の3、第63条、第68条の69 | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 24日                           |
| 2201002 | 優良住宅の認定                           | 都市整備部 | 都市計画課   |       | 租税特別措置法 | 第28条の4、第31条の2、第62条の3、第63条、第68条の69 | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 24日                           |
| 2201003 | 試掘等の許可                            | 都市整備部 | 都市計画課   |       | 都市計画法   | 第26条第1項・第3項                       | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |                               |
| 2201004 | 市街地開発事業予定区域内における建築等の許可            | 都市整備部 | 都市計画課   |       | 都市計画法   | 第52条の2第1項                         | 有    |                            |                               |
| 2201005 | 都市計画施設又は市街地開発事業の施行区域内の建築許可        | 都市整備部 | 都市計画課   |       | 都市計画法   | 第53条第1項                           | 有    |                            |                               |
| 2201006 | 施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内の建築許可     | 都市整備部 | 都市計画課   |       | 都市計画法   | 第57条の3第1項                         | 有    |                            |                               |
| 2201007 | 都市計画事業地内の建築等の許可                   | 都市整備部 | 都市計画課   |       | 都市計画法   | 第65条第1項                           | 有    |                            | 30日                           |
| 2201008 | 景観重要建造物の現状変更の許可                   | 都市整備部 | 都市計画課   |       | 景観法     | 第22条第1項                           | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難    |                               |
| 2201009 | 景観重要樹木の現状変更の許可                    | 都市整備部 | 都市計画課   |       | 景観法     | 第31条第1項                           | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難    |                               |
| 2201010 | 管理協定の締結の認可、変更の認可                  | 都市整備部 | 都市計画課   |       | 景観法     | 第38条、第40条                         | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |                               |
| 2201011 | 緑地管理機構による管理協定の締結・変更の認可            | 都市整備部 | 都市計画課   |       | 景観法     | 第42条第3項                           | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |                               |
| 2201012 | 景観地区内における建築物の計画の設定・変更の認定          | 都市整備部 | 都市計画課   |       | 景観法     | 第63条                              | 無    | 将来的に処分が見込めないため、設定の実益がない    |                               |
| 2201013 | 応急仮設建築物等の存続の許可                    | 都市整備部 | 都市計画課   |       | 景観法     | 第77条第4項                           | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難    |                               |
| 2201014 | 景観協定の締結の認可、変更の認可                  | 都市整備部 | 都市計画課   |       | 景観法     | 第83条第1項、第84条                      | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |                               |
| 2201015 | 景観協定の廃止の許可                        | 都市整備部 | 都市計画課   |       | 景観法     | 第88条第1項                           | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難    |                               |
| 2201016 | 一の所有者による景観協定の締結の認可                | 都市整備部 | 都市計画課   |       | 景観法     | 第90条第2項                           | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |                               |
| 2201017 | 景観整備機構の指定                         | 都市整備部 | 都市計画課   |       | 景観法     | 第92条第1項                           | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |                               |
| 2201018 | 開発行為の許可                           | 都市整備部 | 都市計画課   |       | 都市計画法   | 第29条第1項又は第2項                      | 有    |                            | 三重県開発審査会 無:30日、三重県開発審査会 有:90日 |
| 2201019 | 開発行為の変更許可                         | 都市整備部 | 都市計画課   |       | 都市計画法   | 第35条の2第1項                         | 有    |                            | 三重県開発審査会 無:30日、三重県開発審査会 有:90日 |
| 2201020 | 工事完了公告前の建築等の承認                    | 都市整備部 | 都市計画課   |       | 都市計画法   | 第37条第1号                           | 有    |                            | 14日                           |
| 2201021 | 建築物の形態制限の特例許可                     | 都市整備部 | 都市計画課   |       | 都市計画法   | 第41条第2項ただし書き                      | 有    |                            | 14日                           |

## 処分一覧(申請に対する処分・法令)

| 処分ID    | 処分名                                   | 部     | 課      | 複数課内訳 | 根拠規定               | 根拠条項             | 基準設定 | 基準未設定理由                    | 標準処理期間 |
|---------|---------------------------------------|-------|--------|-------|--------------------|------------------|------|----------------------------|--------|
| 2201022 | 予定建築物等以外の建築物等の許可                      | 都市整備部 | 都市計画課  |       | 都市計画法              | 第42条第1項ただし書き     | 有    |                            | 30日    |
| 2201023 | 開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可             | 都市整備部 | 都市計画課  |       | 都市計画法              | 第43条第1項各号列記以外の部分 | 有    |                            | 30日    |
| 2201024 | 開発許可に基づく地位の承継の承認                      | 都市整備部 | 都市計画課  |       | 都市計画法              | 第45条             | 有    |                            | 14日    |
| 2201025 | 優良田園住宅建設計画の認定                         | 都市整備部 | 住宅政策課  |       | 優良田園住宅の建設の促進に関する法律 | 第4条第1項           | 有    |                            | 45日以内  |
| 2201026 | 優良田園住宅建設計画の変更                         | 都市整備部 | 住宅政策課  |       | 優良田園住宅の建設の促進に関する法律 | 第4条第6項、第7項       | 有    |                            |        |
| 2202001 | 宅地以外の土地を管理する者の承認                      | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 土地区画整理法            | 第7条              | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 30日以内  |
| 2202002 | 測量及び調査のための土地の立入り等の認可                  | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 土地区画整理法            | 第72条第1項          | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 30日以内  |
| 2202003 | 測量及び調査のための土地の立入りの際の植物等の伐除の認可          | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 土地区画整理法            | 第72条第6項          | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 30日以内  |
| 2202004 | 土地の形質の変更又は建築行為等の許可                    | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 土地区画整理法            | 第76条第1項          | 有    |                            | 30日以内  |
| 2202005 | 建築物等の移転又は除却の認可                        | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 土地区画整理法            | 第77条第7項          | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 30日以内  |
| 2202006 | 移転、除却の際の建築物等の使用許可                     | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 土地区画整理法            | 第77条第8項          | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 30日以内  |
| 2202007 | 標識の移転、除却等の承諾                          | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 土地区画整理法            | 第81条第2項          | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 30日以内  |
| 2202008 | 換地を住宅先行建設区内に定められるべき宅地の指定等             | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 土地区画整理法            | 第85条の2第5項        | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 30日以内  |
| 2202009 | 換地が市街地再開発事業区内に定められるべき宅地の指定等           | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 土地区画整理法            | 第85条の3第4項        | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 30日以内  |
| 2202010 | 換地又は共有持分を与える土地を高度利用推進区内に定められるべき宅地の指定等 | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 土地区画整理法            | 第85条の4第5項        | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 30日以内  |
| 2202011 | 公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可、変更の許可            | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 都市公園法              | 第5条第1項           | 有    |                            | 30日以内  |
| 2202012 | 都市公園の占用の許可、変更の許可                      | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 都市公園法              | 第6条第1項・第3項       | 有    |                            | 30日以内  |
| 2202013 | 公園予定地における公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可、変更の許可   | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 都市公園法              | 第33条第4項          | 無    | 将来的に処分が見込めないため、設定の実益がない    |        |
| 2202014 | 公園予定地の占用の許可、変更の許可                     | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 都市公園法              | 第33条第4項          | 無    | 将来的に処分が見込めないため、設定の実益がない    |        |
| 2202015 | 市街地再開発促進区域内における建築の許可                  | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 都市再開発法             | 第7条の4第1項         | 無    | 将来的に処分が見込めないため、設定の実益がない    |        |
| 2202016 | 公共施設の管理者の同意(市長が公共施設管理者である場合)          | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 都市再開発法             | 第7条の12           | 無    | 将来的に処分が見込めないため、設定の実益がない    |        |
| 2202017 | 測量、調査のための土地の立入りの許可                    | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 都市再開発法             | 第60条第1項          | 無    | 将来的に処分が見込めないため、設定の実益がない    |        |
| 2202018 | 測量、調査のための建築物等の立入り許可                   | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 都市再開発法             | 第60条第2項          | 無    | 将来的に処分が見込めないため、設定の実益がない    |        |
| 2202019 | 障害物の伐除の許可又は土地試掘の許可                    | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 都市再開発法             | 第61条第1項・第3項      | 無    | 将来的に処分が見込めないため、設定の実益がない    |        |
| 2202020 | 標識の移転、除却等の承諾(市長が設置者の場合)               | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 都市再開発法             | 第64条第2項          | 無    | 将来的に処分が見込めないため、設定の実益がない    |        |

## 処分一覧(申請に対する処分・法令)

| 処分ID    | 処分名   | 部     | 課      | 複数課内訳 | 根拠規定   | 根拠条項        | 基準設定 | 基準未設定理由                 | 標準処理期間 |
|---------|---|-------|--------|-------|--------|-------------|------|-------------------------|--------|
| 2202021 | 事業施行地区内の土地の形質の変更又は建築行為等の許可                  | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 都市再開発法 | 第66条第1項     | 無    | 将来的に処分が見込めないため、設定の実益がない |        |
| 2202022 | 土地の形質の変更等の承認                                | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 都市再開発法 | 第66条第7項     | 無    | 将来的に処分が見込めないため、設定の実益がない |        |
| 2202023 | 施行地区内の権利の処分の承認                              | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 都市再開発法 | 第70条第2項     | 無    | 将来的に処分が見込めないため、設定の実益がない |        |
| 2202024 | 特定建築者の決定(市施行の場合)                            | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 都市再開発法 | 第99条の3第2項   | 無    | 将来的に処分が見込めないため、設定の実益がない |        |
| 2202025 | 建築計画変更の承認(市施行の場合)                           | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 都市再開発法 | 第99条の7      | 無    | 将来的に処分が見込めないため、設定の実益がない |        |
| 2202026 | 債務の弁済に関する計画の承認(市長が事業代行者である場合)               | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 都市再開発法 | 第117条第3項    | 無    | 将来的に処分が見込めないため、設定の実益がない |        |
| 2202027 | 施行地区内の土地等の処分の承認(市長が第二種市街地再開発事業の施行者である場合)    | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 都市再開発法 | 第118条の3第1項  | 無    | 将来的に処分が見込めないため、設定の実益がない |        |
| 2202028 | 施行地区内の土地等の処分の承認(市長が第二種市街地再開発事業の施行者である場合)    | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 都市再開発法 | 第118条の3第1項  | 無    | 将来的に処分が見込めないため、設定の実益がない |        |
| 2202029 | 建築計画変更の承認(第99条の7準用)                         | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 都市再開発法 | 第118条の28第2項 | 無    | 将来的に処分が見込めないため、設定の実益がない |        |
| 2202030 | 標識の移転、除却等の承諾(市長が設置者の場合。第64条第2項準用)           | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 都市再開発法 | 第118条の29    | 無    | 将来的に処分が見込めないため、設定の実益がない |        |
| 2202031 | 公共施設管理者の承認                                  | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 都市再開発法 | 第121条第2項    | 無    | 将来的に処分が見込めないため、設定の実益がない |        |
| 2202032 | 標識移転等の承諾                                    | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 都市緑地法  | 第7条第3項      | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難 |        |
| 2202033 | 標識移転等の承諾                                    | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 都市緑地法  | 第13条        | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難 |        |
| 2202034 | 特別緑地保全地区内の行為の許可                             | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 都市緑地法  | 第14条第1項     | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難 |        |
| 2202035 | 地区計画等緑地保全条例に基づく制限を受ける区域内における行為の許可           | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 都市緑地法  | 第20条第1項     | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難 |        |
| 2202036 | 標識移転等の承諾                                    | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 都市緑地法  | 第21条        | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難 |        |
| 2202037 | 緑化率の最低限度の例外の許可                              | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 都市緑地法  | 第35条第2項     | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難 |        |
| 2202038 | 一団地又は区域を一の敷地とみなすことによる緑化率の最低限度の許可(第35条第3項準用) | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 都市緑地法  | 第36条        | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難 |        |
| 2202039 | 緑化施設の工事の認定                                  | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 都市緑地法  | 第43条第1項     | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難 |        |
| 2202040 | 緑地協定の認可                                     | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 都市緑地法  | 第45条第4項     | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難 |        |
| 2202041 | 緑地協定の変更の認可                                  | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 都市緑地法  | 第48条第1項     | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難 |        |
| 2202042 | 緑地協定の廃止の認可                                  | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 都市緑地法  | 第52条第1項     | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難 |        |
| 2202043 | 一人緑地協定の認可                                   | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 都市緑地法  | 第54条第1項     | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難 |        |
| 2202044 | 市民緑地設置管理計画の認定                               | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 都市緑地法  | 第61条第1項     | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難 |        |
| 2202045 | 市民緑地設置管理計画の変更の認定                            | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 都市緑地法  | 第62条第1項     | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難 |        |

## 処分一覧(申請に対する処分・法令)

| 処分ID    | 処分名                                 | 部     | 課      | 複数課内訳 | 根拠規定  | 根拠条項                              | 基準設定 | 基準未設定理由                 | 標準処理期間                             |
|---------|-------------------------------------|-------|--------|-------|-------|-----------------------------------|------|-------------------------|------------------------------------|
| 2202046 | 農地利用規約の認定                           | 都市整備部 | 市街地整備課 |       | 農住組合法 | 第13条第3項                           | 無    | 将来的に処分が見込めないため、設定の実益がない |                                    |
| 2203001 | 国宝等に指定された建築物の再現に際しての法律の適用除外の認定      | 都市整備部 | 建築指導課  |       | 建築基準法 | 第3条第1項第4号                         | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 申請が極めてまれであり、標準処理期間の設定が困難である。       |
| 2203002 | 建築確認                                | 都市整備部 | 建築指導課  |       | 建築基準法 | 第6条第1項(準用する場合を含む。)                | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 35日(法第6条第1項第4号関係は7日) 法第6条第4項の規定による |
| 2203003 | 完了検査                                | 都市整備部 | 建築指導課  |       | 建築基準法 | 第7条第1項(準用する場合を含む。)                | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 7日 第7条第4項の規定による                    |
| 2203004 | 中間検査                                | 都市整備部 | 建築指導課  |       | 建築基準法 | 第7条の3第1項(準用する場合を含む。)              | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 4日 第7条の3第4項の規定による                  |
| 2203005 | 仮使用の認定                              | 都市整備部 | 建築指導課  |       | 建築基準法 | 第7条の6第1項、第18条第24項(準用する場合を含む。)     | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 21日(事前相談期間を除く。)                    |
| 2203006 | 道の位置の指定                             | 都市整備部 | 建築指導課  |       | 建築基準法 | 第42条第1項第5号                        | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 15日(現場完了検査に合格するまでの期間を除く。)          |
| 2203007 | 接道義務の特例認定                           | 都市整備部 | 建築指導課  |       | 建築基準法 | 第43条第2項第1号                        | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 20日                                |
| 2203008 | 接道義務の特例許可                           | 都市整備部 | 建築指導課  |       | 建築基準法 | 第43条第2項第2号                        | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 20日(建築審査会への付議等に要する期間を除く。)          |
| 2203009 | 道路内における建築許可                         | 都市整備部 | 建築指導課  |       | 建築基準法 | 第44条第1項第2号                        | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 20日(建築審査会への付議等に要する期間を除く。)          |
| 2203010 | 地区計画区域内等の道路内建築の認定                   | 都市整備部 | 建築指導課  |       | 建築基準法 | 第44条第1項第3号                        | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 審査の先例がなく、標準処理期間の設定が困難である。          |
| 2203011 | 公共用歩廊等の道路内建築の許可                     | 都市整備部 | 建築指導課  |       | 建築基準法 | 第44条第1項第4号                        | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 申請が極めてまれであり、標準処理期間の設定が困難である。       |
| 2203013 | 用途規制の特例許可                           | 都市整備部 | 建築指導課  |       | 建築基準法 | 第48条第1項～第7項、第9項～第13項(準用する場合を含む。)  | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 20日(建築審査会への付議等に要する期間を除く。)          |
| 2203014 | 特殊建築物の位置の許可                         | 都市整備部 | 建築指導課  |       | 建築基準法 | 第51条(準用する場合を含む。)                  | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 20日(都市計画審議会への付議等に要する期間を除く。)        |
| 2203015 | 計画道路がある場合の容積率の例外許可                  | 都市整備部 | 建築指導課  |       | 建築基準法 | 第52条第10項                          | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 審査の先例がなく、標準処理期間の設定が困難である。          |
| 2203017 | 機械室等に関する容積率の例外許可                    | 都市整備部 | 建築指導課  |       | 建築基準法 | 第52条第14項                          | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 審査の先例がなく、標準処理期間の設定が困難である。          |
| 2203019 | 建築面積の敷地面積に対する割合の許可                  | 都市整備部 | 建築指導課  |       | 建築基準法 | 第53条第6項第3号                        | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 審査の先例がなく、標準処理期間の設定が困難である。          |
| 2203022 | 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内の高さ制限の例外認定 | 都市整備部 | 建築指導課  |       | 建築基準法 | 第55条第2項                           | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 審査の先例がなく、標準処理期間の設定が困難である。          |
| 2203023 | 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内の高さ制限の例外許可 | 都市整備部 | 建築指導課  |       | 建築基準法 | 第55条第3項第1号、第2号                    | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難 | 審査の先例がなく、標準処理期間の設定が困難である。          |
| 2203025 | 日影規制の例外許可                           | 都市整備部 | 建築指導課  |       | 建築基準法 | 第56条の2第1項                         | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 20日(建築審査会への付議等に要する期間を除く。)          |
| 2203026 | 高架の工作物内の建築物の高さ制限の例外認定               | 都市整備部 | 建築指導課  |       | 建築基準法 | 第57条第1項                           | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 審査の先例がなく、標準処理期間の設定が困難である。          |
| 2203034 | 総合設計の許可                             | 都市整備部 | 建築指導課  |       | 建築基準法 | 第59条の2第1項                         | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 審査の先例がなく、標準処理期間の設定が困難である。          |
| 2203047 | 地区計画等の区域内における容積率等の認定、特例許可           | 都市整備部 | 建築指導課  |       | 建築基準法 | 第68条の4、第68条の5の3、第68条の5の5、第68条の5の6 | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 審査の先例がなく、標準処理期間の設定が困難である。          |
| 2203054 | 建築協定の認可(変更及び廃止の認可を含む。)              | 都市整備部 | 建築指導課  |       | 建築基準法 | 第70条第1項、第74条第1項、第76条第1項、第76条の3第2  | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 審査の先例がなく、標準処理期間の設定が困難である。          |
| 2203059 | 応急仮設建築物の存続の許可                       | 都市整備部 | 建築指導課  |       | 建築基準法 | 第85条第3項                           | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 申請が極めてまれであり、標準処理期間の設定が困難である。       |

## 処分一覧(申請に対する処分・法令)

| 処分ID    | 処分名                                  | 部     | 課     | 複数課内訳 | 根拠規定                       | 根拠条項                      | 基準設定 | 基準未設定理由                 | 標準処理期間                       |
|---------|--------------------------------------|-------|-------|-------|----------------------------|---------------------------|------|-------------------------|------------------------------|
| 2203060 | 仮設興行場等の建築許可                          | 都市整備部 | 建築指導課 |       | 建築基準法                      | 第85条第5項                   | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 15日                          |
| 2203061 | 国際的な規模の会議等に使用する仮設興行場等の建設許可           | 都市整備部 | 建築指導課 |       | 建築基準法                      | 第85条第6項                   | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 15日(建築審査会への付議等に要する期間を除く。)    |
| 2203062 | 一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定、許可(取消しを含む。) | 都市整備部 | 建築指導課 |       | 建築基準法                      | 第86条、第86条の2、第86条の5、第86条の6 | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 申請が極めてまれであり、標準処理期間の設定が困難である。 |
| 2203072 | 全体計画の認定(変更を含む。)                      | 都市整備部 | 建築指導課 |       | 建築基準法                      | 第86条の8第1項、第3項             | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 申請が極めてまれであり、標準処理期間の設定が困難である。 |
| 2203090 | 計画道路がある場合の斜線制限の例外許可                  | 都市整備部 | 建築指導課 |       | 建築基準法施行令                   | 第131条の2第2項                | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 申請が極めてまれであり、標準処理期間の設定が困難である。 |
| 2203092 | 道に関する基準の例外の認定                        | 都市整備部 | 建築指導課 |       | 建築基準法施行令                   | 第144条の4第1項第1号文、第2号、第4号    | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 申請が極めてまれであり、標準処理期間の設定が困難である。 |
| 2203093 | 建築物の耐震改修の計画の認定(変更を含む。)               | 都市整備部 | 建築指導課 |       | 建築物の耐震改修の促進に関する法律          | 第17条第3項(準用する場合を含む。)       | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 申請が極めてまれであり、標準処理期間の設定が困難である。 |
| 2203095 | 建築物の地震に対する安全性に係る認定                   | 都市整備部 | 建築指導課 |       | 建築物の耐震改修の促進に関する法律          | 第22条第2項                   | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 申請が極めてまれであり、標準処理期間の設定が困難である。 |
| 2203096 | 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定                | 都市整備部 | 建築指導課 |       | 建築物の耐震改修の促進に関する法律          | 第25条第2項                   | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 申請が極めてまれであり、標準処理期間の設定が困難である。 |
| 2203097 | 特定建築物の建築及び維持保全の計画の認定(変更を含む。)         | 都市整備部 | 建築指導課 |       | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律  | 第17条第3項(準用する場合を含む。)       | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 申請が極めてまれであり、標準処理期間の設定が困難である。 |
| 2203104 | 長期優良住宅建築等計画の認定(変更を含む。)               | 都市整備部 | 建築指導課 |       | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律         | 第6条第1項(準用する場合を含む。)        | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 7日(市において技術審査を行うものは35日)       |
| 2203107 | 地位承継の承認                              | 都市整備部 | 建築指導課 |       | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律         | 第10条                      | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 7日                           |
| 2203114 | 低炭素建築物新築等計画の認定(変更を含む。)               | 都市整備部 | 建築指導課 |       | 都市の低炭素化の促進に関する法律           | 第54条1項(準用する場合を含む。)        | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 7日(市において技術審査を行うものは35日)       |
| 2203116 | マンションの除却の必要性に係る認定                    | 都市整備部 | 建築指導課 |       | マンションの建替えの円滑化等に関する法律       | 第102条第2項                  | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 申請が極めてまれであり、標準処理期間の設定が困難である。 |
| 2203117 | 容積率の特例についての許可                        | 都市整備部 | 建築指導課 |       | マンションの建替えの円滑化等に関する法律       | 第105条第1項                  | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 申請が極めてまれであり、標準処理期間の設定が困難である。 |
| 2203118 | 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更を含む。)          | 都市整備部 | 建築指導課 |       | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律     | 第30条1項(準用する場合を含む。)        | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 申請が極めてまれであり、標準処理期間の設定が困難である。 |
| 2203120 | 建築物のエネルギー消費性能に係る認定                   | 都市整備部 | 建築指導課 |       | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律     | 第36条2項                    | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 申請が極めてまれであり、標準処理期間の設定が困難である。 |
| 2203121 | 保存建築物の指定                             | 都市整備部 | 建築指導課 |       | 建築基準法                      | 第3条第1項第3号                 | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 申請が極めてまれであり、標準処理期間の設定が困難である。 |
| 2203122 | 防火壁の設置を要しない建築物に関する技術的基準の緩和認定         | 都市整備部 | 建築指導課 |       | 建築基準法施行令                   | 第115条の2第1項第4号             | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 申請が極めてまれであり、標準処理期間の設定が困難である。 |
| 2203123 | 既存の建築物に対する制限の緩和の認定(移転)               | 都市整備部 | 建築指導課 |       | 建築基準法施行令                   | 第137条の16第2号               | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 申請が極めてまれであり、標準処理期間の設定が困難である。 |
| 2203124 | 協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定(変更を含む。)        | 都市整備部 | 建築指導課 |       | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律□ | 第22条の2第4項(準用する場合を含む。)     | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 申請が極めてまれであり、標準処理期間の設定が困難である。 |
| 2203125 | 既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例承認    | 都市整備部 | 建築指導課 |       | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律□ | 第23条第1項                   | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 申請が極めてまれであり、標準処理期間の設定が困難である。 |
| 2203126 | 災害救助用建築物又は公益的建築物の用途変更に係る存続許可         | 都市整備部 | 建築指導課 |       | 建築基準法                      | 第87条の3第3項                 | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 申請が極めてまれであり、標準処理期間の設定が困難である。 |
| 2203127 | 建築物の用途を変更して興行場等とする場合における使用の許可        | 都市整備部 | 建築指導課 |       | 建築基準法                      | 第87条の3第5項                 | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難 | 申請が極めて稀であり、標準処理期間の設定が困難である。  |
| 2203128 | 建築物の用途を変更して特別興行場等とする場合における使用の許可      | 都市整備部 | 建築指導課 |       | 建築基準法                      | 第87条の3第6項                 | 無    | 性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困難 | 申請が極めてまれであり、標準処理期間の設定が困難である。 |

## 処分一覧(申請に対する処分・法令)

| 処分ID    | 処分名  | 部     | 課     | 複数課内訳 | 根拠規定                 | 根拠条項     | 基準設定 | 基準未設定理由                    | 標準処理期間 |
|---------|--|-------|-------|-------|----------------------|----------|------|----------------------------|--------|
| 2204001 | 公営住宅の入居者の決定  | 都市整備部 | 住宅政策課 |       | 公営住宅法                | 第25条第1項  | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 15日以内  |
| 2204002 | 社会福祉法人等への使用許可                                      | 都市整備部 | 住宅政策課 |       | 公営住宅法                | 第45条第1項  | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |        |
| 2204003 | 事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更<br>若しくは建築物その他の工作物の新築等の許可 | 都市整備部 | 住宅政策課 |       | 住宅地区改良法              | 第9条第1項   | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |        |
| 2204004 | 障害物又は土地の所有者等の同意を得ることができないときの障害物の伐除又は土地の試掘等の許可      | 都市整備部 | 住宅政策課 |       | 住宅地区改良法              | 第21条第1項  | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |        |
| 2204005 | 障害物の所有者等の通知なしでの障害物の伐除の許可                           | 都市整備部 | 住宅政策課 |       | 住宅地区改良法              | 第21条第3項  | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |        |
| 2204006 | 特定優良賃貸住宅の供給計画の認定                                   | 都市整備部 | 住宅政策課 |       | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 | 第2条第1項   | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |        |
| 2204007 | 特定優良賃貸住宅の供給計画の変更の認定                                | 都市整備部 | 住宅政策課 |       | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 | 第5条第1項   | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |        |
| 2204008 | 認定事業者の一般承継人等の地位の承継に係る承認                            | 都市整備部 | 住宅政策課 |       | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 | 第9条      | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |        |
| 2204009 | マンション建替組合設立の認可                                     | 都市整備部 | 住宅政策課 |       | マンションの建替えの円滑化等に関する法律 | 第9条第1項   | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |        |
| 2204010 | 定款又は、事業計画の変更の認可                                    | 都市整備部 | 住宅政策課 |       | マンションの建替えの円滑化等に関する法律 | 第34条第1項  | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |        |
| 2204011 | マンション建替組合解散の認可                                     | 都市整備部 | 住宅政策課 |       | マンションの建替えの円滑化等に関する法律 | 第38条第4項  | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |        |
| 2204012 | 決算報告の承認  | 都市整備部 | 住宅政策課 |       | マンションの建替えの円滑化等に関する法律 | 第42条     | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |        |
| 2204013 | 個人施行者の施行の認可  | 都市整備部 | 住宅政策課 |       | マンションの建替えの円滑化等に関する法律 | 第45条第1項  | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |        |
| 2204014 | 規準又は規約及び事業計画の変更の認可                                 | 都市整備部 | 住宅政策課 |       | マンションの建替えの円滑化等に関する法律 | 第50条第1項  | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |        |
| 2204015 | 施行者の変動による規約の認可                                     | 都市整備部 | 住宅政策課 |       | マンションの建替えの円滑化等に関する法律 | 第51条第3項  | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |        |
| 2204016 | 審査委員の承認  | 都市整備部 | 住宅政策課 |       | マンションの建替えの円滑化等に関する法律 | 第53条第1項  | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |        |
| 2204017 | マンション建替事業の廃止及び終了の認可                                | 都市整備部 | 住宅政策課 |       | マンションの建替えの円滑化等に関する法律 | 第54条第1項  | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |        |
| 2204018 | 権利変換計画の認可  | 都市整備部 | 住宅政策課 |       | マンションの建替えの円滑化等に関する法律 | 第57条第1項  | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |        |
| 2204019 | 権利変換計画の変更の認可(第57条第1項準用)                            | 都市整備部 | 住宅政策課 |       | マンションの建替えの円滑化等に関する法律 | 第66条     | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |        |
| 2204020 | 施行者による管理規約の設定の認可                                   | 都市整備部 | 住宅政策課 |       | マンションの建替えの円滑化等に関する法律 | 第94条     | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |        |
| 2204021 | 買受計画の認定  | 都市整備部 | 住宅政策課 |       | マンションの建替えの円滑化等に関する法律 | 第109条第1項 | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |        |
| 2204022 | 買受計画の変更の認定   | 都市整備部 | 住宅政策課 |       | マンションの建替えの円滑化等に関する法律 | 第111条第1項 | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |        |
| 2204023 | マンション敷地売却組合設立の認可                                   | 都市整備部 | 住宅政策課 |       | マンションの建替えの円滑化等に関する法律 | 第120条第1項 | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |        |
| 2204024 | マンション敷地売却組合の定款又は資金計画の変更の認可                         | 都市整備部 | 住宅政策課 |       | マンションの建替えの円滑化等に関する法律 | 第134条第1項 | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |        |
| 2204025 | マンション敷地売却組合の解散の認可                                  | 都市整備部 | 住宅政策課 |       | マンションの建替えの円滑化等に関する法律 | 第137条第4項 | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |        |

## 処分一覧(申請に対する処分・法令)

| 処分ID    | 処分名                     | 部        | 課     | 複数課内訳 | 根拠規定                                | 根拠条項          | 基準設定 | 基準未設定理由                    | 標準処理期間                         |
|---------|-------------------------|----------|-------|-------|-------------------------------------|---------------|------|----------------------------|--------------------------------|
| 2204026 | 分配金取得計画の認可              | 都市整備部    | 住宅政策課 |       | マンションの建替えの円滑化等に関する法律                | 第141条第1項      | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |                                |
| 2204027 | 分配金取得計画の変更の認可           | 都市整備部    | 住宅政策課 |       | マンションの建替えの円滑化等に関する法律                | 第145条         | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |                                |
| 2204028 | 特定優良賃貸住宅の入居者資格の特例認定     | 都市整備部    | 住宅政策課 |       | 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法 | 第13条第1項       | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    |                                |
| 2204029 | 管理計画の認定                 | 都市整備部    | 住宅政策課 |       | マンションの管理の適正化の推進に関する法律               | 第5条の3第1項      | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 15日以内                          |
| 2204030 | 管理計画の認定の更新              | 都市整備部    | 住宅政策課 |       | マンションの管理の適正化の推進に関する法律               | 第5条の6第2項      | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 15日以内                          |
| 2204031 | 管理計画の変更                 | 都市整備部    | 住宅政策課 |       | マンションの管理の適正化の推進に関する法律               | 第5条の7第1項      | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 30日以内                          |
| 2204032 | 空家等管理活用支援法人の指定          | 都市整備部    | 住宅政策課 |       | 空家等対策の推進に関する特別措置法                   | 第23条第1項       | 有    |                            |                                |
| 2303001 | 排水設備設置義務の免除に係る許可        | 上下水道局    | 営業課   |       | 下水道法                                | 第10条          | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 14日                            |
| 2303002 | 指定給水装置工事事業者の指定          | 上下水道局    | 営業課   |       | 水道法                                 | 第16条の2第1項     | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 30日                            |
| 2303003 | 指定給水装置工事事業者の指定の更新       | 上下水道局    | 営業課   |       | 水道法                                 | 第16条の2第1項     | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 60日                            |
| 2403001 | 小学校等又は中学校等への就学義務の猶予又は免除 | 教育委員会事務局 | 学校教育課 |       | 学校教育法                               | 第18条          | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 14日以内                          |
| 2403002 | 小学校又は中学校の変更             | 教育委員会事務局 | 学校教育課 |       | 学校教育法施行令                            | 第8条           | 有    |                            | 14日以内                          |
| 2403003 | 区域外就学等の承諾               | 教育委員会事務局 | 学校教育課 |       | 学校教育法施行令                            | 第9条           | 有    |                            | 他市教育委員会との協議が必要な場合等があり時間を要するため。 |
| 2503001 | 防火対象物点検報告の特例の認定         | 消防部局     | 予防課   |       | 消防法                                 | 第8条の2の3第1項    | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 30日間                           |
| 2503002 | 危険物の仮貯蔵及び仮取扱いの承認        | 消防部局     | 予防課   |       | 消防法                                 | 第10条第1項       | 有    |                            | 10日間(休業日除く)                    |
| 2503003 | 危険物施設設置・変更の許可           | 消防部局     | 予防課   |       | 消防法                                 | 第11条第1項       | 有    |                            | 10日間(休業日除く)                    |
| 2503004 | 危険物施設の完成検査              | 消防部局     | 予防課   |       | 消防法                                 | 第11条第5項       | 有    |                            | 10日間(休業日除く)                    |
| 2503005 | 仮使用の承認                  | 消防部局     | 予防課   |       | 消防法                                 | 第11条第5項ただし書   | 有    |                            | 10日間(休業日除く)                    |
| 2503006 | 危険物施設の完成検査前検査           | 消防部局     | 予防課   |       | 消防法                                 | 第11条の2第1項     | 有    |                            | 10日間(休業日除く)                    |
| 2503007 | 予防規程の認可、変更認可            | 消防部局     | 予防課   |       | 消防法                                 | 第14条の2第1項、第2項 | 有    |                            | 10日間(休業日除く)                    |
| 2503008 | 定期保安検査                  | 消防部局     | 予防課   |       | 消防法                                 | 第14条の3第1項     | 有    |                            | 10日間(休業日除く)                    |
| 2503009 | 臨時保安検査                  | 消防部局     | 予防課   |       | 消防法                                 | 第14条の3第2項     | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 10日間(休業日除く)                    |
| 2503010 | 防災管理点検報告の特例認定           | 消防部局     | 予防課   |       | 消防法                                 | 第36条第1項       | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 30日間                           |
| 2503011 | 完成検査済証の再交付              | 消防部局     | 予防課   |       | 危険物の規制に関する政令                        | 第8条第4項        | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 10日間(休業日除く)                    |
| 2503012 | 保安検査時期の変更               | 消防部局     | 予防課   |       | 危険物の規制に関する政令                        | 第8条の4第2項      | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 10日間(休業日除く)                    |

## 処分一覧(申請に対する処分・法令)

| 処分ID    | 処分名  | 部          | 課          | 複数課内訳              | 根拠規定                           | 根拠条項                        | 基準設定 | 基準未設定理由                    | 標準処理期間   |
|---------|--|------------|------------|--------------------|--------------------------------|-----------------------------|------|----------------------------|--|
| 2503013 | 危険物の貯蔵及び取扱いの休止の確認(保安に関する検査時期の特例事由)         | 消防部局       | 予防課        |                    | 消防法                            | 第14条の3第1項                   | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 10日間(休業日除く)  |
| 2503014 | 危険物の貯蔵及び取扱いの休止の確認(定期点検時期の特例事由)             | 消防部局       | 予防課        |                    | 消防法                            | 第14条の3の2                    | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 10日間(休業日除く)  |
| 2503015 | 危険物の貯蔵及び取扱いの休止の確認(定期点検時期の特例事由)             | 消防部局       | 予防課        |                    | 消防法                            | 第14条の3の2                    | 有    |                            | 10日間(休業日除く)  |
| 2701001 | 議会の解散の請求代表者証明書の交付                          | 選挙管理委員会事務局 | 選挙管理委員会事務局 |                    | 地方自治法施行令                       | 第100条                       | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難                              |
| 2701002 | 施設の使用に要する費用の額の承認(議会の解散請求)                  | 選挙管理委員会事務局 | 選挙管理委員会事務局 |                    | 地方自治法施行令                       | 第107条第3項                    | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難                              |
| 2701003 | 議会の議員の解職の請求代表者証明書の交付                       | 選挙管理委員会事務局 | 選挙管理委員会事務局 |                    | 地方自治法施行令                       | 第110条                       | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難                              |
| 2701004 | 施設の使用に要する費用の額の承認(議会議員の解職請求)                | 選挙管理委員会事務局 | 選挙管理委員会事務局 |                    | 地方自治法施行令                       | 第113条                       | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難                              |
| 2701005 | 長の解職の請求代表者証明書の交付                           | 選挙管理委員会事務局 | 選挙管理委員会事務局 |                    | 地方自治法施行令                       | 第116条                       | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難                              |
| 2701006 | 施設の使用に要する費用の額の承認(長の解職の請求)                  | 選挙管理委員会事務局 | 選挙管理委員会事務局 |                    | 地方自治法施行令                       | 第116条の2                     | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難                              |
| 2701007 | 施設の使用に要する費用の額の承認(議会の解散、議員又は長の解職請求を同時に行う場合) | 選挙管理委員会事務局 | 選挙管理委員会事務局 |                    | 地方自治法施行令                       | 第120条                       | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難                              |
| 2701008 | 投票実施請求代表者証明書の交付                            | 選挙管理委員会事務局 | 選挙管理委員会事務局 |                    | 市町村の合併の特例に関する法律施行令             | 第13条第2項                     | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難                              |
| 2801001 | 事務の監査の請求代表者証明書の交付                          | 監査委員事務局    | 監査委員事務局    |                    | 地方自治法<br>地方自治法施行令<br>地方自治法施行規則 | 第75条<br>第99条(91条準用)<br>第10条 | 無    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難    | 処分の先例がない、又は稀であるため、設定が困難                              |
| 2901001 | 農用地に係る土地改良事業の参加資格の承認                       | 農業委員会事務局   | 農業委員会事務局   |                    | 土地改良法                          | 第3条第1項第2号                   | 有    |                            | 7日   |
| 2901003 | 農用地の一時貸付に係る事業参加資格の認定                       | 農業委員会事務局   | 農業委員会事務局   |                    | 土地改良法                          | 第3条第3項                      | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 7日   |
| 2901004 | 農地中間管理機構の借受農用地に係る事業参加資格の認定                 | 農業委員会事務局   | 農業委員会事務局   |                    | 土地改良法                          | 第3条第4項                      | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 7日   |
| 2901005 | 農地又は採草放牧地の権利の移転又は設定の許可                     | 農業委員会事務局   | 農業委員会事務局   |                    | 農地法                            | 第3条第1項                      | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 21日  |
| 2901006 | 農地の転用の許可                                   | 農業委員会事務局   | 農業委員会事務局   |                    | 農地法                            | 第4条第1項                      | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 21日ただし、開発行為の許可等を要するもの、農林水産大臣協議を要するものについては、所要の日数を加える。 |
| 2901007 | 農地又は採草放牧地の転用のための権利の設定又は移転の許可               | 農業委員会事務局   | 農業委員会事務局   |                    | 農地法                            | 第5条第1項                      | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 21日ただし、開発行為の許可等を要するもの、農林水産大臣協議を要するものについては、所要の日数を加える。 |
| 2901008 | 特定農地貸付けに関する承認                              | 農業委員会事務局   | 農業委員会事務局   |                    | 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律       | 第3条第1項                      | 有    |                            | 21日  |
| 2901009 | 特定農地貸付けの変更の承認                              | 農業委員会事務局   | 農業委員会事務局   |                    | 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令    | 第4条第1項                      | 有    |                            | 60日以内  |
| 2999001 | 公共下水道管理者以外の者の工事・維持の承認                      | 複数部局       | 複数課        | 下水道工務課、河川雨水対策課     | 下水道法                           | 第16条                        | 有    |                            | 14日間   |
| 2999002 | 公共下水道の排水施設への物件設置の許可                        | 複数部局       | 複数課        | 下水道工務課、河川雨水対策課     | 下水道法                           | 第24条第1項、第2項                 | 有    |                            | 14日間   |
| 2999003 | 公共下水道の暗渠に設置する物件を認める処分                      | 複数部局       | 複数課        | 下水道工務課、河川雨水対策課     | 下水道法                           | 第24条第3項                     | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 |  |
| 2999004 | 形質変更等に関する許可                                | 複数部局       | 複数課        | 教育総務課、子ども政策課       | 学校施設の確保に関する政令                  | 第11条                        | 無    | 将来的に処分が見込めないため、設定の実益がない    |  |
| 2999005 | 行政財産の目的外使用許可                               | 上下水道局      | 複数課        | 経営企画課、下水道工務課、水道施設課 | 地方自治法                          | 第238条の4第7項                  | 無    | 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要 | 14日  |